保発 0620 第 9 号 令和 7 年 6 月 20 日

全国健康保険協会理事長 健康保険組合理事長 都道府県知事 地方厚生(支)局長 社会保険診療報酬支払基金理事長 国民健康保険中央会長 健康保険組合連合会長

厚生労働省保険局長 (公 印 省 略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」(平成23年1月31日保発0131第2~4号)別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」の一部を下記のとおり改正し、本日より適用することとしたので、その旨御了知の上、その運用に遺漏なきよう御留意願いたい。

記

- 1 事務手続きの簡素化等の観点から、医療機関等が直接支払制度の利用について被保険者等の合意を得る際に取り交わす書面(直接支払制度合意文書)について、申請先となる保険者の名称の記載を必須としないものとすること。(「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱第2の2(1)(1)
- 2 参考資料として、直接支払制度合意文書の例を付すこと。

<添付資料>

別添1:「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱

別紙 : 出産育児一時金等代理申請・受取請求書(改正なし)

別添2:「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱(改正なし)

様式1:出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)(改正なし)

様式2:出産育児一時金等受取代理申請取下書(改正なし)

様式3:受取代理人変更届(改正なし)

様式4:受取代理申請受付通知書(改正なし)

様式5:出産費用請求報告書(改正なし)

参考資料: 入院予約時などに妊婦と交わす直接支払制度合意文書の例(参考)